環境影響評価法・環境影響評価条例の対象事業一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　事　業　種 | 条　例　対　象　規　模 | 環境影響評価法の対象事業 |
| 第一種事業 | 第二種事業 |
| 　１　道　　路 |  |  |  |
| 　　　高速自動車国道　　　指定都市高速道路　　　一般国道　　　県　　道　　　市町村道　　　道路交通法の道路　　　林　　道 | ――4車線5km以上4車線5km以上4車線5km以上4車線5km以上10km以上 | すべて4車線以上4車線10km以上―――幅員6.5m20km以上 | ――7.5km以上10km未満―――15km以上20km未満 |
| 　２　河　　川 |  |  |  |
| 　　　ダ　　　　　ム　　　　　　堰　　　放　　水　　路　　　湖沼水位調節施設 | 貯水区域50ha以上湛水区域50ha以上改変区域50ha以上― | 貯水区域100ha以上湛水区域100ha以上改変区域100ha以上改変区域100ha以上 | 75ha以上100ha未満75ha以上100ha未満75ha以上100ha未満75ha以上100ha未満 |
| 　３　鉄道・軌道 |  |  |  |
| 　　　新　　幹　　線　　　鉄　　　　　道　　　軌　　　　　道 | ―すべて（改良は5km以上）すべて（改良は5km以上） | すべて10km以上(鉄輪)10km以上(鉄輪) | ―7.5km以上10km未満7.5km以上10km未満 |
| 　４　飛 行 場 | すべて（延長は250m以上） | 滑走路2500m以上 | 1875m以上2500m未満 |
|  ５　発 電 所 |  |  |  |
| 　　　水力発電所　　　火力発電所（地熱を除く）　　　火力発電所（地熱）　　　原子力発電所 風力発電所　　　太陽電池発電所 | 出力1.5万kw以上出力7.5万kw以上――出力0.5万kw以上50ha以上 | 出力3万kw以上出力15万kw以上出力1万kw以上すべて出力1万kw以上出力４万kw以上 | 2.25万kw以上3万kw未満11.25万kw以上15万kw未満0.75万kw以上1万kw未満―0.75万kw以上1万kw未満３万kw以上４万kw未満 |
| 　６　廃棄物処理施設 |  |  |  |
| 　　　ごみ焼却施設　　　し尿処理施設　　　産業廃棄物焼却施設　　　最終処分場 | 処理能力8t/h以上処理能力150kl/日以上処理能力8t/h以上埋立面積10ha以上 | ―――埋立面積30ha以上 | ―――25ha以上30ha未満 |
| 　７　公有水面の埋立・干拓 | 25ha (15ha ※注１)　以上　 | 50haを超えるもの | 40ha以上50ha以下 |
| 　８　下水道終末処理場 | 処理人口10万人以上 | ― | ― |
| 　９　土地区画整理事業 | 50ha以上 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 |
| 　10 新住宅市街地開発事業 | 50ha以上 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 |
| 　11 住宅団地の造成 | 50ha以上 | 100ha以上 (独立行政法人) | 75ha以上100ha未満 |
| 　12 工業団地の造成 | 50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注２ | 100ha以上（近郊整備法） | 75ha以上100ha未満（近郊整備法） |
| 　13 工場又は事業場の建設 | 50ha以上又は燃料使用量等一定以上 ※注２ | ― | ― |
| 　14 流通業務団地造成事業 | 50ha以上 | 100ha以上 | 75ha以上100ha未満 |
| 　15 複合開発用地の造成事業 | 50ha以上 | ― | ― |
| 　16 レクリエーション施設等の建設 |  |  |  |
| 　　　レクリエーション施設の建設　　　ゴルフ場　　　スキー場 | 50ha以上20ha以上20ha以上 | ― | ― |
| 　17 土石の採取 | 20ha以上 | ― | ― |
| 　18 港湾計画 | 150ha以上 | 300ha以上 | ― |

注１　重要港湾区域内の埋立であって，①鳥類等の生息環境としての干潟を有し，景観が優れ，又は地形等が貴重である

自然海浜に係るもの又は②食料品製造業，石油・石炭製品製造業等の工場が立地するもの

注２　製造業，ガス供給業又は熱供給業に係るものであって，使用する燃料の合計が重油換算で15kl/h以上又は日平均排水量が１万m3/日以上のもの